

## 第4号様式(第10条関係)

## 会議録(要旨)

会議名	武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会（第1回）
開催日時	令和7年11月10日（月）14時30分から16時30分まで
開催場所	武蔵村山市役所301会議室
出席者及び欠席者	<p>出席委員：網代美佐子委員、比留間大介委員、渡邊浩志委員、比留間毅浩委員、長岡裕委員、浅見友博委員、波多野克典委員</p> <p>欠席委員：大塚紘平委員</p> <p>市：市長、指田建設管理担当部長、田村道路下水道課長、古川下水道係長 高杉主事、須永工事係長</p> <p>NJS：大津氏 岸田氏</p>
議題	<p>1 会長及び副会長の選出について</p> <p>2 武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会の会議の公開について</p> <p>3 武蔵村山市公共下水道事業経営戦略の策定について</p>
結論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	<p>(議題)</p> <p>1 会長及び副会長の選出について 事務局一任とされたため、事務局から会長を「長岡裕委員」に、副会長を「比留間毅浩委員」に推薦したところ、全員異議なしのため事務局案のとおり決定した。</p> <p>2 武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会の会議の公開について 本検討委員会を公開とし、その取扱いについては、「武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会の会議の公開に関する運営要領」のとおりとすることで決定した。</p> <p>3 武蔵村山市公共下水道事業経営戦略の策定について 道路下水道課長が武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会（第1回）の資料に基づいて概要の説明を行った。</p> <p>(事務連絡)</p> <p>(1) 今後の会議スケジュールについて</p>

<p><b>審議経過</b>            (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)</p> <p><b>【発言者】</b>            ○印=委員            ●印=事務局</p>	<p><b>【議題前】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委嘱書の交付</li> <li>2 市長挨拶(部長)</li> <li>3 委員の紹介</li> <li>4 事務局職員の紹介</li> <li>5 質問書の交付</li> </ol> <p><b>【議題】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会長及び副会長の選出について 上述のとおり</li> <li>2 武藏村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会の会議の公開について 上述のとおり</li> <li>3 武藏村山市公共下水道事業経営戦略の策定について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本検討委員会の目的と検討事項</li> <li>● 本委員会の目的 <b>(スライド3)</b>  <b>本委員会の目的は、公共下水道事業の経営戦略の策定について必要な事項を検討し、その結果を市長に報告することとなっている。</b>  <b>下水道管路施設の老朽化については、下水道管の耐用年数は50年とされており、本市の下水道管路はここで50年を超えるものが出てきている。そこで、令和2年度からストックマネジメント事業として管路更新事業を進めてきている。</b>  <b>人口減少でございますが、本計画の推計においても、現在作成中の本市の上位計画である長期総合計画後期基本計画においても、今後減少していくと推計されている。</b>  <b>モノレールの延伸については、2030年代の中ごろに開業を目指して事業が進められているところであるが、これには新青梅街道を拡幅することが必要となっており、そのために現に布設してある下水道管路を移設しなければならないこととなり、その費用が増加することとなる。</b>  <b>また、浸水対策のための雨水管の整備事業にも取り組まねばならないことからその費用が掛かってくることとなる。</b>  <b>さらには、経営戦略の策定に当たり、このような状況を考慮する必要があるということである。</b></li> </ol> </li> <li>● 本検討委員会の検討事項① <b>(スライド4)</b>  <b>検討事項の話の前に下水道事業の前提についてお話しする。</b>  <b>下水道設備には、汚水のものと雨水のものがあり、その経費については、汚水が使用料などの収入をもってて、雨水は公費つまり税金をもっててあることとなっている。</b>  <b>公共下水道事業の汚水分は、原則として使用料、補助金、企業債（借入）などの収入でその経費を賄うこととなっている。</b>  <b>経費としては、大きく4つある。</b>  <b>一つは、下水道の耐用年数は50年とされており、本市の下水道が布設から50年を超えているところからその更新をしていくための経費である。</b>  <b>二つは、モノレール延伸に伴う新青梅の拡幅による下水道管の移設の経費である。</b>  <b>三つは、近年の集中豪雨による浸水対策のために雨水の下水道設備の整備の経費でございます。この雨水の整備に関しては、使用料収入等をその財源とはせず、一般会計からの繰入で行うこととなっている。</b>  <b>四つは、東京都下水道局が管理・運営を行う水再生センターなどの経費の負担である。</b>  <b>この経費と収入のバランスを取って事業経営を行うことが、事業の健全性を維持することの一部を担うこととなる。</b>  <b>ここで、本委員会の検討事項についてお話しする。</b></li> </ol>
---	--

検討事項の一つ目の「将来にわたり持続可能な経営を確保し、下水道経営の健全性を維持するため、下水道使用料の検討を行います。」については、下水道設備が将来にわたり使用し続けることができるようになります。そのための経費と財源を適正に算出していくために、下水道使用料の検討を行うとともに、業務の効率化など歳出抑制について検討していくことであり、その検討内容について、これからのお示ししていく。

● 本検討委員会の検討事項②（スライド5）

検討事項の二つ目の「武蔵村山市公共下水道事業が持続可能な経営を維持するため、経営戦略策定について必要な検討を行います。」については、

①企業及び地域の現状とこれらの将来の見通しを踏まえたものであること。

②計画期間は10年以上の合理的な期間を基本とすること。

③計画期間中に必要なサービスの提供が可能となっていること。

④投資の試算をはじめとする支出と、財源の試算により示される収入が均衡した形で「投資・財政計画」が策定されていること。

⑤住民・議会への説明が可能なものであること。

この5つの点についてが経営戦略策定の基本的な考え方であり、これらの点について、皆さまにご検討いただくことになっている。

これで、議題3の1の本検討委員会の目的と検討事業についての説明とする。

質疑応答

○ 基本的なことであるが、50年を超える対象管路、武蔵村山市でその対象となるのはどれくらいの割合か。

● 昭和40年代から下水管布設が始まっている。後ほど御説明するが、一般的な耐用年数が50年。50年経って壊れているものもあるが、50年経っていないなくても壊れたものもある。50年ほど前に下水道整備を行ったものを50年経過したものから順次更新していくこととなると莫大な費用が係るので、その急にかかる費用というものを平準化していくことを検討したい。

○ 耐用年数が50年というのは、あくまで会計上の年数である。

○ 13枚目の資料では、管きよは50年たつと更新が始まると記載がある。

○ 調査をしてから交換をすると思うが、どのような調査を行うのか。

● ラジコンのカメラのようなもので調査して、データをもとに設計して工事をする。工事にしても全部を取り出して交換することもあるが、内側にコーティングしていく手法もある。壊れかたによって手法を変えていく。取り換えるのは最終手段である。

○ 目視でたるんでもとか、ひびが入っているとか、雨水や地下水が漏れてきているとか、などによって判断する場合もある。

○ 大きな下水道管は東京都が管理しているのか、小さな下水道管は市が管理しているのか。

● 大きな管も市が管理しているものもあるが、ほとんどが小さなもので、公共下水道である。

○ 八潮市の事件では、水処理施設の手前で広域の公共下水道からの汚水が集まっているところであったので大きな管となっていた。

○ 水道は料金、下水道は使用料となっているが、一般的には「料金」となる。

(2) 武蔵村山市公共下水道の概況

● 下水道の役割（スライド7）

「街をきれいにする」役割、「トイレの水洗化と生活排水の処理」の役割、「浸水から街を守る」役割、「きれいな水辺をつくる」役割が挙げられる。

これらの役割により、快適な生活を支える施設となっている。

水洗化については、市全体で99.74%となっている。

● 下水道事業の原則（スライド8）

下水道事業の原則については、独立採算の原則と雨水公費・汚水私費の2つがある。

独立採算とは、公共下水道事業に係る経費を使用料収入や補助金などで賄い、税金を投入するのは認められたものだけである。

雨水公費・汚水私費とは、雨水整備に係る経費は税金などで賄い、汚水整備に係る経費は、独立採算の原則のとおり使用料収入や補助金などで賄う。

● 下水道使用料の法的根拠（スライド9）

下水使用料徴収の法的根拠は、地方自治法や下水道法にある。

使用料の原則は、資料のとおりである。

下水道使用料は、下水の量に応じて基本料金と一定量を超えたものには料率を設定して料金が決まる仕組みとなっている。（参考スライド47）

● 公共下水道事業のあらまし1（スライド10）

本市には下水道の処理区が2つあり、多摩川上流処理区と荒川右岸処理区がある。多摩川上流処理区の汚水は東京都が設置運営する多摩川上流水再生センターで、荒川右岸処理区の汚水は同じく清瀬水再生センターで、処理を行い河川に放流している。

東京都の下水道幹線が市内に通っていて、その幹線に市が整備した下水道管が接続されて水再生センターまで市の汚水が流れていることとなっている。

都市計画区域とは下水道事業を行う区域のことで、認可区域とは事業認可区域であり実際に汚水の排出を行うために下水道管を整備していく地域をいう。都市計画区域が広いのは、農地、山林などで下水道整備を行わない地域を含んでいることによります。

なお、図の白く抜かれている部分は、下水道整備は終わっているが、畠などで下水道が接続されていない地域で、下水道を使っていない地域です。

● 公共下水道事業のあらまし2（スライド11）

本市の下水道は、その整備が始まってから50年程度たっており、現在、年度末における人口に対する事業認可区域内人口の割合を下水道普及率といいますが、99.997%となっており、ほぼ100%となっている。

また、本市の下水道は、雨水と汚水があり、それぞれを別々に処理する分流式を採用している。

雨水については、原則、宅地や道路に降った雨は浸透させて処理することとなっている。

● 下水道管路整備延長（スライド12）

管きよの延長は汚水が約271キロ雨水が約8キロとなっている。雨水の整備が進んでいないため、今後整備を進めることとしている。

整備事業は、本市西側の多摩川上流処理区は昭和49年度に事業認可を受け整備が始まり、本市東側の荒川右岸処理区は昭和54年度に事業認可を受け整備が始まっている。昭和49年度に整備が終わっている下水道管は、今年度で51年目となっている。

● 下水道の水洗化状況（スライド13）

下水道が使用できる地域にお住まいでも浄化槽や汲み取りにより汚水処理しているところもあるため、令和6年度末の水洗化率は、99.7%となっている。

● 年間有収水量と一人当たり有収水量の推移（スライド14）

使用水量には、有収水量と不明水量があり、有収水量は料金徴収に係る使用水量で、不明水量は何等かの理由で汚水の下水道管に地下水や浸透した雨水が流れ込んでおり、その水が水再生センターに流れ一緒に処理されているものである。

有収水量につきましては、下水道使用料としていただいているもので、水再生センターでの汚水処理に係る費用にも使われている。汚水処理施設は東京都下水道局が管理・運営しているもので、東京都の市町村が管理・運営費の一部を負担金として支払っている。

有収水量は、傾向として、人口の減少に伴い少しづつ減少してきております。今後も減少していくことが考えられる。

有収水量及び一人当たりの有収水量は、全体として少しづつ減少している傾向にある。これは、人口の減少、節水への取り組みなどが影響しているものと考えられる。

● 下水道使用料の推移（スライド15）

御覧の資料のとおり、使用料金は減少傾向にあることがわかるが、人口の減少に比べて使用料収入の減少が目立っているのは、高齢者世帯の増加や節水機器の発達などが考えられる。

これで、議題3の2 武蔵村山市公共下水道事業の概況の説明とする。

質疑応答

- 管きよの話は出ているが、一方で、処理場は市ではもっておらず、ポンプ場も市ではないという理解でよろしいか
- 処理場は都のものである。  
市で管理するポンプ場もない。
- 普通に重力で自然流下するということである。
- 節水をすると市の収入が減るというのは、矛盾しているのでは。  
水道の使用について市として節水を進めるのか、それを進めるとすれば、下水道使用料は減ってくるので、節水を進めるということと下水道使用料の減少は矛盾するのではないか。収入を増やすためにどうするのか。
- 使用料の減収については、節水もあるが人口減少の方が原因としては大きいものとして考えており、使用料収入が見込めないのであれば事業の見直しをして支出を減らしていくことと、今後は使用料の見直しも検討に入ってくると思われる。
- 端的にいうと、住民は下水道料金を減らしたいと考えている反面、下水道料金を上げなくてはならないとすれば、住民側からすれば下水道料金の値上げになる。下水道料金の見直しで収入を確保するのではなく、何か他に方法はないのか。
- 水道使用量を抑えるために節水をしている住民の方がいることは、十分に分かっている。

下水道事業は、下水道管路の長寿命化、新青梅街道の拡幅に伴う敷設替えがあるが、公営企業として下水道使用料をいただいて事業を運営していくことが原則であるが、それが年々減少しているところである。

下水道は、市民生活に不可欠のもので、これを維持していくためには、原則、下水道使用料をいただいて事業を運営せざるを得ないところであり、矛盾という観点は重々承知しておりますが、今後の会議における検討の中で下水道使用料に見直しも含めて、検討していただくこととなっていくのかなと思っている。

委員の意見については、この問題の核心であるので、その辺を皆さんに

今後御審議していただきたい。

- 今の点は重要な点であり、上水の使用料に比例して下水道使用料が入ってくる構図となっている。

問題は、使用料が半分になったからといって、固定的な経費は多いものであるので係る経費は変わらないことである。

- これからの布設はどうなっているのか。

- 昭和49年から布設してきた管きょについては、今後、更新をしていく必要があるが、当時と同じ手法で更新をしたのでは、一度に莫大の経費が係るので、更新の手法を検討しつつ、更新の優先順位を決めて行っていくこととし、毎年度の経費の大小が生じないように、平準化していくという事業を行っていくというもので、この後に資料でも説明する。

- すごく単純にいうと、50年度耐用年数が来るということであれば、それを年間での率でいうと50分の1(2%)ずつの更新が必要であるということである。

- この2%について、優先順位を付けて事業を行っていくということか。

- そのとおりであり、これが重要となってくる。

- あと8ページのところであるが、雨水、汚水、それぞれ集めて処理しなければならないが、それぞれの経費の原則はとても重要なことなので、みなさん、御確認をお願いする。

### (3)公共下水道事業経営状況の分析

#### ● 用語の定期（スライド17）

経常収支比率は数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示す。

流動比率は100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えていない状況を示す。

企業債残高対象事業規模比率は料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を示す指標である。

経費回収率は数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われている状況を示す。

汚水処理原価は有収水量1立法メートルあたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標である。

水洗化率は公共用水域の水質保全や使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましい。

#### ● 経営比較分析表を用いた現況分析（スライド18）

分析表の数値から、これまでの経営状況を把握し、今後の経営の方針決定の材料とするものである。また、この分析表により経営の健全性や効率性などを把握することにより、経営の有り方の検討材料とするものです。

主要な経営指標の数値については、令和2年4月以降の5年間における数値は、良好な状態を示している。

#### ● 経営比較分析表を用いた現況分析（スライド19～21）

経常収支比率は100%以上で経営の健全性は保たれている。

流動比率は100%以上で流動負債の財源は確保できている。

しかし今後経営状況は厳しくなることが予想されるため、費用削減等の対策を今後検討する。

流動比率の令和5年度の疑似団体平均値が「85.86」となっているが、これは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えていない状況を示す。

● 企業債残高対象事業規模比率の令和5年度の疑似団体平均値が「676.93」となっているが、武蔵村山市も今後そうなっていくことが想定される。

企業債残高対象事業規模比率、経費回収率ともに良好な状況であるが、今後新青梅街道の拡幅に伴い適切な管理を行う必要がある。

今後、新青梅街道の拡幅に伴う污水管の移設、雨水幹線整備により、負担金が増加していくため、将来世代に過度な負担を強いいることがないよう、企業債発行額の適切な管理を行う必要がある。

- 経費回収率は、100%以上であり、良好な状況である。

汚水処理に係る費用を下水道使用料収入で十分に回収できている。

今後、この委員会で支出と収入がどう推移していくかを推定する財政シミュレーションをお示しして、検討していただこととしている。

- 汚水処理原価は類似団体の平均値と比べ低く良好な状況である。

効率的に汚水処理が実施されている。

汚水処理原価は、令和2年度から若干数値の上昇が見られるが、ここ数年は、新青梅街道の拡幅に伴う汚水処理費の数値が大きくなることが予想され、人口減少などの影響による有収水量の減少も見込まれることから、汚水処理原価の数値は上昇することが想定される。

この指標においては、効率的な汚水処理が行われているかを分析する必要があるとされている。

汚水処理原価とは使用料収入を汚水処理に係る経費で割っている数値で、経費回収率とは使用料収入に対する汚水処理に係る費用の割合になる。

使用料収入に変化がないとすれば、汚水処理原価が高くなるということは汚水処理に係る経費が上がっているということであり、経費回収率が下がるということは汚水処理に係る経費が同じく上がっていることを示す。

使用料収入に変化がないとすれば、汚水処理原価が高くなれば、経費回収率が低くなるということとなる。

- 下水道使用料と汚水処理原価の相関関係(東京都26市) (スライド22)

下水道使用料単価と汚水処理原価の相関) の表でございます。

使用料単価とは、年間の下水道使用料を有収水量で除した数値である。

使用料単価においては、東京都26市中、数値の高い順で12番目となっている。

汚水処理原価においては、東京都26市中、数値の高い順で9番目となっている。

経費回収率においては、東京都26市中、数値の高い順で18番目となっている。

下水道使用料単価も汚水処理原価も平均値よりも若干高い数値となっており、東京都26市の中で平均的な数値といえる。

隣のマトリクス表では、赤い△が武蔵村山市であり使用料単価も汚水処理原価も平均値よりも若干高い数値となっている。

いずれの数値もおおむね平均的な数値といえる。

- 下水道使用料と汚水処理原価の相関関係(東京都26市) (スライド23)

このグラフは、それぞれの市の汚水処理原価の維持管理経費と資本費原価の割合を示しているもので、資本費原価の割合が高い市は、建設関係の費用が多くなっており、逆に少ないところは維持管理の費用が多くなっていることを示している。

武蔵村山市においては、維持管理経費の方が多くなっているが、今後は、新青梅街道の拡幅に伴う管きょ改良工事の費用が増加するので資本費原価の割合が増加していくことが予想される。

これで、議題3-3公共下水道事業経営状況の分析についての説明とする。

#### 質疑応答

- 同じような処理をしている中で府中市だけ汚水処理原価の数値が少ないのはなぜか。地形的なものとかあるか。
- 細かな調査はしていないが、府中市の場合は整備するものがないと考え

ている。

処理場をもっているところは、維持管理経費が高い傾向がある。

- 人口の密度が低いところは資本費が低い、人口密度が高いところは資本費が高いという一般的な傾向がある。
- 府中については、競艇の収入が潤沢にあって、資本費原価が低い傾向にある。
- 武蔵村山市はこれまで健全であったが、これからは管きょの更新があるので変化がある。

#### (4) 投資計画・支出の見通し

- 下水道管きょの老朽化状況（スライド25）
- このグラフは、過去に行った下水道管を耐用年数を過ぎるタイミングで更新していくこととした場合のものとなる。

グラフから見ると耐用年数を過ぎる管きょが令和8年度から令和24年度までの間に増えてきてその更新を行うとしたら莫大な費用の係ることが想定される。その平準化により費用を押さえていくことが必要である。この平準化の事業がストックマネジメント事業となる。

次のスライド以降でご説明する。

- 下水道管きょの老朽化の状況（スライド26）
- 先ほどの話の中で、埼玉の陥没事故が出たが、このスライドは、小さいものであるが、地震によるものや、老朽化による陥没の写真である。
- 老朽化対策の取組（スライド27）
- 老朽化対策の1つの目的である費用の平準化がされた事業実施がストックマネジメント計画に基づく事業ということとなる。

このストックマネジメント事業は、リスク評価による優先順位付けにより、事業地域を7つに分け、1地域を1期とし1期から7期までの事業で令和2年度から令和26年度までの事業を1周目として、その後は2週目として実施していくこととしている。

1期ごとに調査、計画、設計、工事を7年で終了させ、2期目は1期の途中から同じ項目で同じように7年で事業を終了させていくこととなっている。

調査の中で緊急度1及び2の判定を行い、該当箇所の改築を行うこととなっている。緊急度1及び2以外については、2週目まではそのままということとなる。

このように実際に改築が必要な箇所とそうでない箇所を調査により区分けすることにより費用の削減を図っているということである。

- ストックマネジメント計画での対策方針（スライド28）
- ストックマネジメント計画での対策方針の平準化である。

年によって費用がまちまちであると経営にもたらす影響が大きいことと平準化することにより総費用を抑えらえることが分かっている。

左側のグラフは、耐用年数50年で改築した場合のもので、右側のグラフは緊急度1と緊急度2を改築することで費用の平準化と健全な管きょを維持することができることとなるものである。

- ストックマネジメント計画での対策方針（スライド29）
  - ストックマネジメント計画での対策方針のスケジュール計画図である。
- 前のスライドで説明したが、リスク評価による優先順位付けにより、事業地域を7つに分け、1地域を1期とし1期から7期までの事業で令和2年度から令和26年度までの事業を1周目として、その後は2週目として実施していくこととしている。

腐食環境下の施設、（どこかを記載する。）については、5年に1度の点検を行い、異常を確認した場合は調査を行うこととしている。

- 新青梅街道拡幅事業の概要（スライド30）
 

新青梅街道拡幅に伴う事業の新青梅街道拡幅事業の概要である。新青梅街道拡幅につきましては、多摩モノレールの延伸のためのものであり、拡幅区間は約5.1キロである。

これに伴い、既設污水管の布設替え、雨水（協定管）の布設、新青梅街道から残堀川までを結ぶ雨水管整備が必要となっている。
- 既設污水管の布設替え（スライド31）
 

新青梅街道拡幅に伴う事業の既設污水管の布設替えである。

モノレール延伸に伴い新青梅街道が拡幅されることによる既設污水管の布設替えが必要となっている。

この図に記載の概算事業の総額は43.8億、污水管布設替えの総延長は7,318メートルとなっている。
- 既設污水管の布設替え（スライド32）
 

このスライドも新青梅街道拡幅に伴う事業の既設污水管の布設替えのイメージである。

現況18メートルの道路を30メートルに拡幅することから、現況歩道となっているところに布設してある枝線は、移設を行い、幹線は、原則、現況のまま使用することとなっている。
- 雨水管（協定管）の布設工事（スライド33）
 

新青梅街道拡幅に伴う事業の雨水管（協定管）の布設工事である。

今回、市の西側の新青梅街道の道路の雨水の処理について、道路管理者（都）が下水道管の整備を行い、その管理を公共下水道管理者である武蔵村山市が行うという調整を東京都と行っているところである。この場合は、東京都が整備を行い、その一部を負担金として武蔵村山市が東京都に支払うこととなる。
- 雨水管整備事業（新青梅街道（多摩川流域）→河川放流）（スライド34）
 

新青梅街道の拡幅に伴う新青梅街道から川に向かる下水道管の整備についてある。

図の左側については、多摩川流域の新青梅街道の部分の協定管であり、既存の管では能力が不足するので、新青梅街道から残堀川までを結ぶ管を整備していく必要がある。図の①から⑤までのものとなる。

右側の荒川処理区域については、現在、事業認可を受けていない、協定管の整備は現状ではむずかしいことから今後雨水全体計画の中で検討していく。
- 浸水対策（雨水管理総合計画）（スライド35）
 

雨水管理総合計画とは、当面・中期・長期にわたり、浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定める計画である。

「再度災害防止」、「事前防災・減災」、「選択と集中」等の観点から、浸水リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に浸水対策を推進する。

本市では、「武蔵村山市 雨水管理総合計画（案）」を令和4年度に策定し、今後雨水対策事業を進めていく。
- 雨水管きょ施設の整備方針（スライド36）
 

災害対策事業の雨水管きょ施設の整備方針である。

多摩川上流処理区においては、雨水整備の事業認可を取得しており、優先順位の高い残堀川左岸第1第2排水区を整備することとしており、荒川右岸処理区においては、雨水管理総合計画（案）には位置付けられているが、事業認可を受けていないので、今後事業認可を取得し空堀川流域雨水幹線に係る事業を行う予定である。
- 空堀川上流雨水幹線（ルート案）（スライド37）
 

災害対策事業の空堀川上流雨水幹線（ルート案）である。

東京都が整備をするもので、流域下水道となる。

これは、大南地区を中心とした市の南東部の雨水対策となり、そのほかにも東大和市域とか、立川市の砂川地域をまたぐ地域であることから、関係市である武蔵村山市、立川市、東大和市が負担金を支払うこととなってい

る。

現在は、東大和地区の整備を行っているところである。

● **投資額の見通し（スライド38）**

投資計画・概算事業費のまとめの投資額の見通しである。

このグラフは、令和5年度に策定した経営戦略と今回の経営戦略の策定に当たり試算した投資額の単年度と累計のグラフとなっており、令和57年度の総額では令和5年度の経営戦略と比べて概ね変更なしとなってい

る。

令和13年から令和17年までの間は、今回の投資額の方が多くなっているが、早めに整備するべき雨水の費用が増加している。

● **事業内容別の概算費用とその内訳（スライド39）**

投資計画・概算事業費のまとめの事業内容別の概算費用とその内訳である。

事業項目別の投資総額の内訳は、汚水管きよ新設改築更新等に係るものは全体の47.3%で約227億、新青梅街道拡幅汚水環境等に係るものは全体の9.3%で約44.6億、新青梅雨水管きよ等に係るものは全体の30.1%で約144.3億、東京都の流域下水道に係る負担金は全体の約13.3%で約63,8億となっている。

事業別に見ると、ストックマネジメント事業で全体の39.8%で213億9,900万円と最も大きく、続いて雨水管整備事業（浸水対策）の16.6%で79億4,550万円となっている。

● **事業費に係る財源整理（スライド40）**

投資計画・概算事業費のまとめの事業費に係る財源整理である。

総事業費約480億円のうち、汚水事業費は約336億円、雨水事業費は約144億円となり、汚水事業は雨水事業の約2.3倍程度費用を要する整理となった。

財源の内訳は、投資総額のうち83%に当たる397億円が市の負担使用料収入、起債、一般会計からの繰入など）で、残りの6%が都の補助、11%が国の補助となる見通しである。

なにより下水道管の更新費用が莫大でありますので、更新費用の抑制に向けた取り組みや国への働きかけによる補助の増加を図っていく必要があるかと考えている。

#### 質疑応答

- 配管を新設する場合ヒューム管か。
- 最近は塩ビ管が多い。
- 耐震とかは。
- よくあるのがマンホールの部分の接手が耐震となっている。
- 更新した場合50年さらに耐用年数が伸びるのか。新しいものはどちらがいいのですか
- 一般に言われているのは、コンクリートは50年もつと言われているが、もつものがあつたり、もたないものもある。
- 新しいものに替えた場合は、どちらがよくなるのか。
- 50年というのは一般的な年数であり、下水道管の設置位置の状況によっても変わってくる。

- 新青梅街道は平準化の対象外のようだが。
- 新青梅街道は平準化ではなく、集中して行なわざるを得ない。
  
- 汚水は市負担だが、一時的に市が負担してあとから回収しているのか
- 汚水の場合は、原則起債をして、あとから使用料収入で還していくという形である。  
雨水の場合は、起債をした場合はその返す金額は一般会計からの補助となり、起債をしない場合は係った費用を一般会計からの補助で補填することとなる。
  
- 費用の平準化は場所によって変わってくるのか。  
費用の関係での平準化のことですが、場所によって費用は変わるか。  
平坦地、傾斜地などで変わるか。
- 調査をした結果で金額が変わってくる。調査する場所が違えば金額も違う。
- 物価高騰しているが平準化の順番と物価高騰はどうかわってくるのか。物価高騰も考えて計画しないと最終的に金額が変わってきてしまう。
- 費用度合が優先なのか、危険度が優先なのか。
- 金額の部分ではなく、あくまで古いところや何等かの理由で優先順位が決まっていく。
- 危険なところから順位を先にして、かけられる費用は決まっているので、先送りできるものは先送りしていくことである。
- 物価高騰により順番を変えることはないのか。
- そうだ。
  
- スライド29の腐食環境下の5年に1度の点検は、どこか。
- 多摩大橋通りと残堀川が交差している部分は伏せ越しという方法で下水管を通しているが、その部分は常に汚水がたまっている状態なので、点検の頻度は高くなる。
- 伏せ越し部分では、いろいろなものが溜まるので、硫化水素が発生しやすいので、点検の頻度も上がる。
  
- スライド29の色で分けている区域がよくわからない。細かくてわからないのでもう少し大きくしてほしい
- この色分けは、7年に1度の色分けをしている。
- 小さくてわからない。5年に1度のところもわからない。
- 次回はわかるようにお願いする。
- 次回の会議には大きくわかりやすくする。
  
- スライド40の補助金が少ないのではないか
- もらえる施設ともらえない施設がある

#### 事務連絡

##### ● 今後スケジュール

本日の会議では、公共下水道の概要ということでご説明させていただいた。

第2回は、第1回までの検討を踏まえての経営戦略の策定、投資計画・支出予測と財政収支シミュレーションをもとにした使用料改定率について検討いただく。

第3回は、第2回までの検討を踏まえでの使用料改定（案）について検討していただきます。

第4回は、第3回までの検討を踏まえての使用料改定（案）の作成について検討していただきます。

第5回は、第4回までの検討を踏まえての使用料改定（案）を盛り込んだ経

営戦略の策定及び答申（案）について検討していただく。

第6回は、第5回までの検討を踏まえての最終決定として、経営戦略と答申についての検討していただく。

開催日程とその内容については、御覧のとおりである。

なお、検討内容や日程については、現段階のものであり、変更となる場合もある。

雑駁だが、以上で今後のスケジュールについての説明とさせていただく。

- 第2回あたりから使用料改定率の話があると思うので、是非、そのときは市民代表や団体代表の方がたの意見を忌憚なく発言していただくよろしくお願いする。

● 次回の日程

次回は令和8年1月22日（木）の午前10時から開催

- それでは、第1回武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会は、これで終了とする。

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者 : <u>0</u> 人
	<input type="checkbox"/> 一部公開	
	<input type="checkbox"/> 非公開	
	※一部公開又は非公開とした理由 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; border-right: 1px solid black; padding-right: 10px; height: 40px;"></div>	

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示	
	<input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等 :	)
	<input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等 :	)

庶務担当課	都市整備部	道路下水道課	(内線 : 255)
-------	-------	--------	------------

(日本産業規格A列4番)